

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第48号

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例（平成30年四日市市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項に定める使用料の額は、別表第1から別表第4までに定める額とする。<u>ただし、設備器具及び備付物品については、種類又は品目ごとに10,880円以内の範囲内で別に規則で定める額とする。</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項に定める使用料の額は、別表第1から別表第4までに定める額とする。</p>

改正後				
別表第2 (第7条関係)				
個人使用料 (普通使用券)				
名称	使用時間	使用区分		備考
		一般	中学生以下	
アリーナ、弓道場及び多目的室	(略)			(略)
(略)				
備考 (略)				

改正前
別表第2 (第7条関係)

個人使用料（普通使用券）

名称	使用時間	使用区分		備考
		一般	中学生以下	
アリーナ及び多目的室	(略)			(略)
(略)				
備考 (略)				

改正後

別表第3（第7条関係）

個人使用料（回数使用券）

種別	使用区分		備考
	一般	中学生以下	
アリーナ、 <u>弓道場</u> 及び多目的室回数使用券（12枚つづり） 有効期間 6箇月	(略)		(略)
(略)			

備考 (略)

改正前

別表第3（第7条関係）

個人使用料（回数使用券）

種別	使用区分		備考
	一般	中学生以下	
アリーナ及び多目的室回数使用券（12枚つづり） 有効期間 6箇月	(略)		(略)
(略)			

備考 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)